

ブラック・ライヴズ・マター運動再考

——「ポスト真実」の時代における社会運動の記録——

藤 永 康 政

国民が、不合理な捜索および押収または抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、捜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。

アメリカ合衆国憲法修正第四条^[1]

はじめに

二〇二〇年五月二五日、アメリカ合衆国（以下、アメリカと略す）ミネソタ州ミネアポリスで起きた黒人男性ジョージ・フロイド氏の殺害事件は、頸部を八分四六秒強く圧迫されて彼が息を引き取る残酷な光景の動画がSNSを通じて「拡散」することで人びとの耳目を聳動し、警官暴力に対する史上空前の抗議行動を惹き起こした。この運動は、

ブラック・ライヴズ・マター（BLM）運動として広く知られている。本稿は、すぐれて現代的な危機意識に基づき、アメリカ史／アメリカ人史の文脈から、BLM運動の経緯を改めて整理するものである。

筆者は、この運動が二〇二〇年に激しく展開している最中も、黒人史研究者として、さまざまな媒体で解説を行ってきた。以下の論考は、既発表の研究内容の繰り返しは極力避けつつ、本稿の目的に即してそれらの論考を編み直し、最新の研究の議論を踏まえて新たに議論を展開するものである。そのような本稿の最大の目的は、後日検証可能な形——端的にいつて、論拠をしっかりと註記する論文として——書き留めることにある。本稿の副題に「記録」という表現が使われているのは、かかる本稿の性格の反映である。

ジョージ・フロイド氏が殺害された年に大統領選に勝利したジョー・バイデンは、一部のBLMアクティヴィストたちが主張していた「警察廃止」(police abolition)の提案には賛同しないものの、警察行政改革

の一環としてオバマ政権が推進し、トランプ政権が実質的に停止していた法廷同意書 (consent decree) による改革を再び推進するなど、連邦制度の枠組みのなかで漸次的な改革を進める方針を採っている。本稿執筆の段階でいくつかの進展があるものの、その検討を行うのはいささか時期尚早であろう。

では、いまだ現在進行中の運動を論じるにあたり、なぜ本稿のような総合的な論考が必要なのだろうか。筆者の考えでは、最新の動向を掘り下げる前に行うべき喫緊の課題——市民社会の分断が進むなかで社会運動の概略史を整理すること——があるからだ。そこでまず次章では、かかる論考が必要とされる理由について、二〇二〇年のBLM運動の盛り上がりにおける日本での議論を批判的に検討し、本稿の動機をより明確なものしておく。第二章では、BLM運動を長い歴史的な文脈に置くために、アメリカにおける警察機構の発展の歴史を概観する。これに続く最後の章は、ドラッグとの戦争とレイシズムの関係を整理しつつ、アメリカ史の文脈のなかに改めてBLM運動を置いてその史的意義を論じてみたい。

一．擬似客観性と社会運動の否定

——二〇二〇年の出来事から

二〇二〇年は新型コロナウイルスのパンデミックで幕を開けた。欧米の都市が次々に封鎖^{ロックダウン}され、わが国でも非常事態宣言が発出されるなか、日々のニュースは未知のウイルスとの格闘で文字通り一色になった。フロイド氏の殺害は、徐々にこのようなロックダウンが解かれ始めたメモリアル・デイの連休の最終日に起き、メディアは感染症以外のニュースで久しぶりに沸き立つことになった。アメリカ史のなかでも突出して「個

性的」な大統領、ドナルド・トランプの存在も相俟って、抗議運動のなかで起きる出来事は、日本に住む人びとの関心も強く惹きつけた。このように、アメリカ史やアメリカ研究を専門にする者以外の広い関心も長期にわたって集めた結果、さまざまな議論が促されていった。「ブラック・ライヴズ・マター」のスローガンは二〇二〇年春に生まれたものではないのにも関わらず、この年の新語・流行語大賞にこのスローガンが「ノミネート」されたことに象徴的に示されているように、日本では、多くの人びとがこの「運動」の存在をこのときに初めて知ることになったのだ。

「流行」はしかし、理解の深化を意味しない。特に「ポスト真実」の現代にあつて、人びとは氾濫する情報や議論のなかで、この社会運動をさまざまに解釈し、そのなかには、専門的でシリアスな検討にまったく値しない主張も多く存在した。ネット空間には数多くの「トンデモ論」が真剣な論説文の体裁をとって氾濫したのである。

「トンデモ論」を議論に値しないとして掃き捨てるのは簡単だが、そうすることでもまた理解が深まることにはならない。一般の媒体に現れたカジュアルな議論を当該領域の専門家が批判するのは、「アカデミック」な議論に相応しくないという考えもあるだろう。しかし、歴史修正主義の広まりや、その身近な社会現象であるネット右翼の台頭といった現象の多くは、歴史研究に従事している専門家が、「トンデモ論」を荒唐無稽の愚論として切り捨てて、正面から取り組むことなしに放置したことで促されたという側面もある。溢れかえる「トンデモ論」を前に研究者が沈黙を保つことは、研究者の社会的責務を放棄し、「象牙の塔」に籠もっているに等しい行為ですらある。本稿が述べる「危機」とはこのことである。

このように述べたところで、何を想定して筆者が語っているのか、この問題の議論に通じていない者には得心がいかないであろう。そこで、ここは敢えてポレミカルに、ひとつの記事とひとつのテレビ番組を取り上げ、これらがつ問題をより具体的に指摘しておきたい。

五月二五日に始まり六月の第一週にピークを迎えた抗議の大波がいったん静まった六月二〇日（つまり米国での関連の報道が危機的展開を追う慌ただしさを通り抜けて、その背景説明を掲載し始めたころ）、出版大手の講談社が運営するウェブ雑誌『現代ビジネス』は、国際投資アナリストの大原浩による「米国デモ・暴動が結局「トランプ再選」をサポートするという現実」という記事を掲載した⁽²⁾。この記事のタイトルが端的に示しているように、大原は、フロイド氏に一定の同情を示してかれの死を悼みつつも、この抗議運動がもたら暴力的なものであるとして捉え、暴力的な抗議が民主社会にそぐわないものとして激しく批判する。

大原によると、「数ある差別のなかで、「黒人差別」に抗議するときだけ「商店からの略奪」「パトカーへの放火」「警察署の選挙」などが許され」ているらしく、フロイド氏を殺害した警察官は暴力的な抗議ではなく「法で裁くべきなのではないか」と提言する。もとより大原にとっては、フロイド氏を殺害した警察官に対するミネソタ市当局の対応は「客観的に見る限り公正・公平」であった。だからこそ、「黒人を白人以上に丁寧に扱っているようにも見え」、「したがって暴力的なデモを行う大義名分はない」のであった。つまり、かれの理解では、フロイド氏の死は、これほどの抗議を生み出すのが不思議なものであり、すなわちたいしたことがないものだったのだ。

同記事のその後の論考は、アメリカにはムスリムに対する差別もあるではないかと、今回のデモと直接的な関係のない事例へ話題を変えて、

フロイド氏の死を相対化する。かれが言いたいことは、差別で大騒ぎするのは黒人だけだということだろう。全米で有色のマイノリティ、わけでも黒人に対する警官暴力が頻発してかねてから批判されていたという事実の重みは、大原の理解のなかでは極めて軽いのである。

そのような大原が高く評価するのが「キング牧師らの「非暴力活動」」である。大原によると、黒人の地位が向上したのは「決してマルコムXで有名な暴力集団のブラック・パンサー党ではない」。こうして、「イスラム国のように自治区宣言」を行うなどをしたBLM運動を前にして、「法と秩序」の回復」を求めてアメリカ市民が「トランプ氏に投票するのは当然」であると結論する。

さて、筆者は、大原がそもそもBLM運動の何を批判しているのかわからない。端的に言って、大原がこの記事で述べているような「運動」はない。詳述しよう。

抗議に集った人びとが求めていたのは、フロイド氏を殺害したデレク・ショーヴィン警官を「法の下で裁く」ことにほかならない。二〇一四年のマイケル・ブラウン君やエリック・ガーナー氏殺害事件の顛末が示しているように、職務執行中の警察官には「条件付き免責（qualified immunity）」の特権があり、警察官が訴追されることは極めて稀である。仮に起訴されたとしても有罪判決が下されることはさらに稀である。警官を訴追したケースの多くは、市民の抗議がそうさせてきたのがアメリカ司法の歴史であり、だからこそ、BLMアクティヴィストたちは、フロイド氏に「法の裁きを」と大きな声で訴えていた、つまり大原がそうあるべきだという当の主張を行っていたのである。かれらはショーヴィン警官を人民裁判で即刻処罰しろと主張していたわけではない。

また、数ある差別のなかで、黒人差別を糾弾するならば、その抗議者

が逸脱行為をしたとしても寛容に見られているという広く認識された事実はない。むしろ事態は逆で、(白人)学生が大学フットボールの試合で自校が敗北したと街のなかで破壊行為を行っても、(白人)農民が農民フェアの品評会で自分が育てたかぼちゃの評点が低かったと暴れても、これらは「乱痴気騒ぎ」や「混乱」として捉えられるのが大半であり、その対応には制服を着た警察官が当たり、「暴徒」が厳罰に処されることはほとんどない。³⁾しかし、黒人が抗議の声をあげ、抗議者のほんの一部が暴力的に行動するや否や、抗議者は一括して「暴徒」とされ、抗議活動は、「暴動」や「怒りの爆発」と捉えられる。こちらの場合、抗議者の対応に当たるのは、騒いだことを叱ってくれる「お巡りさん」ではなく、重武装した特殊武装戦術部隊、SWAT (Special Weapon and Tactics) である (SWATの来歴については後述する)。

また、マティン・ルーサー・キングの非暴力直接行動は、非暴力的示威行為で権力を握る者たちの暴力を誘発することを目的としたものであった。キングのかかる運動戦略を「非暴力的衝突 nonviolent confrontation」と呼ぶが、単に非暴力の愛で敵対者を説得しようとしたわけではないのである。キングの運動はとりわけて暴力的で人種差別的な警察官がいる場所——アラバマ州バーミングハムとセルマ——を狙い撃ちにした。バーミングハムでの運動では、怒った黒人市民が放火や掠奪を行った。このような混乱を受けて当時のリベラルな政治家や宗教指導者は、どうしてわざわざ人種主義が深く根を張る場所で抗議行動をするのか、穏健な地域から漸次的に事態を改善すればいいではないかと批判したのだった。批判を受けたキングは、暴力的な対決を生む運動の意義を、いまだではアメリカ史を代表する名文となっている「バーミングハム牢獄からの手紙」で語り、人種主義的なクー・クラックス・クランよ

りも、秩序を優先する穏健派が黒人の前進にとってより大きな躓きの石になっているとして喝破した。連邦政府が動き、公民権法制定に乗りだしたのは、暴力的衝突が頻発し、抗議の波は全米に拡大する動きを見せ始め、事態を静観できなくなったからだ⁴⁾。

加えてさらに、暴力的な黒人組織に関する大原の理解もまた、史実とは大きく異なる。そもそも一九六五年に没しているマルコムXが一九六六年に誕生するブラック・パンサー党で「有名」になるといのは、それこそまさに「トンデモ論」である。近年の歴史研究が明らかにしているところでは、黒人コミュニティのなかで無料のクリニックや託児所、フリー・スクールなどの事業を行うことなど、インターセクショナルな「福祉権」の問題を先駆的に捉え、当時の黒人団体のなかでは極めて例外的なことに、女性が強いリーダーシップを発揮したブラック・パンサー党の活動は高く再評価されており、フリー・スクールの企画運営にあたった同党幹部のエリカ・ハギンズは、当時の業績が評価されて、カリフォルニア州教育委員会の顧問に抜擢されることにもなった。ブラック・パンサーを暴力集団と捉えるのは、およそ半世紀前の保守派が作り上げた偏頗なイメージをなぞるだけのものである。実際のところ、暴力的だったのはブラック・パンサー党撲滅に乗りだした連邦政府と地方警察の方だった——これは、左翼知識人の主張ではなく、ウォーターゲート事件を受けて連邦議会上院が設置した政府の諜報活動に関わる調査委員会(チャーチ委員会)が出した結論である⁵⁾。

大原の見解には公民権運動史や黒人史における研究動向を踏まえている形跡がまったくない。非常に曖昧な事実認識と一般的に流布している古色蒼然としたイメージでもって、現在進行形の運動、BLM運動を批判しているのだ。

では、歴史から離れ、現在進行形のBLM運動に関する大原の事実認識はどうか。大原は新興武闘派アナキストのANTIFAとBLM運動に関係があるという一部で主張されていた風評を信じて、この運動が暴力的であると信じて疑わない⁶⁾。二〇二〇年春の抗議では一部に略奪のような事件がもちろんあったし、それを筆者も否定しない。また、暴力を正当化する意図もない。問題はBLM運動を暴力的であると規定するのが現実には即しているのか否かにある。この点に関わって、プリンストン大学（武装対立現場事件データプロジェクト）が二〇二〇年五月二四日から八月二二日までに起きた総数一〇万六〇〇〇件に上る抗議運動の調査は、暴力的な行動が見られた事例はわずか五七〇件であり、全体の九五%が非暴力的なデモや集会であったことを明らかにしている。つまり、BLM運動の抗議全般はきわめて平和的なものであり、運動を統べる指揮命令系統がどこにもないにも関わらず、全国黒人向上協会、南部キリスト教指導者会議、人種平等会議、学生非暴力調整委員会の五つの団体が運動を統制していた公民権運動の時代と比しても、非暴力的なものであったのだ⁷⁾。

実際のところ、時には官憲の黙認や承認のもとでむしろより暴力的に行動したのは、BLM運動が掲げる大義を強く嫌悪し、この運動に対抗して動いた人びとたちの側であった。シカゴ大学の〈治安危機調査プロジェクト〉のアリ・ウェイルによれば、二〇二〇年七月七日までの時点で、BLMの集会に自動車で突撃し、抗議活動を暴力で破壊しようとした事例は一〇四件に達し、そのうち八件は警察が行ったものだった⁸⁾。それにも関わらず／それだからこそ、共和党が主導権を握る一〇の州では、自動車突撃のような行為に対して刑事や民事の処罰を行うことを制限する法律が制定されたのだ。さらにフロリダ州では、トランプと同様の政

治的傾向を持つと称されているロン・デサンティス知事の要請で、掠奪行為が行われた場合、掠奪者を射殺することを正当防衛の範囲とし、政治集会が暴徒化した場合の罪過を大幅に引き上げて重犯罪とする「反暴徒法 (Anti-Mob Act)」が議会上程されたのだ⁹⁾。つまり、BLMのような政治的抗議運動に対して、一般市民の自警活動を合法化し、市民運動に自制を促して抑圧する法整備がなされたのだ¹⁰⁾。

また、大原がBLM運動アクティヴィストの仕業として非難する放火事件のひとつ、ミネアポリス警察署の炎上は、BLMアクティヴィストが行ったものではなく、政治的対立を加速させることで内戦を勃発させ、社会変革を早めようとする「アクセラレーション」の極右武装組織、ブガルー・ボーイズが、BLM運動のイメージの毀損を狙って仕掛けたものであった¹¹⁾。トランプはかかる武装右翼組織や陰謀論者の活動を大統領在任期間中に一貫して煽動し、やがてそれは二〇二一年一月の連邦議会襲撃事件へとつながっていくことになる。では、こう問いたい。BLM運動とドナルド・トランプ／アクセラレーション極右、どちらが民主主義を破壊する行為を行っていたのであるのか？

大原はトランプ流の「法と秩序」を大きく勘違いしている。それは権威主義的に異論を弾圧することを意味しているのである。

これから一〇日後、『現代ビジネス』は、再び同一の著者による署名記事「日本人にはわからない「米国暴動・現代の魔女狩り」の予感」をウェブ上で掲載した¹²⁾。福澤諭吉が出てくる、エイブラハム・リンカーンが出てくる、と、自由闊達に議論が跳躍する同エッセイにおいて、分析の根拠になっているのは、この傑出した思想家と政治家が残した論考や事績ではなく、自分が投資銀行に勤めていたときの同僚の黒人の発言という極めてパーソナルな事例であり、ひとりの同僚の発言だけを根拠にレ

イシズムとは心で感じるものであると結論している。そこにはBLM運動を通じて認識が広まった制度的人種主義 (institutional racism) に関する議論に耳を傾けた形跡は見られない。個別的な経験でもってアフーマティヴ・アクションを逆差別であると規定し、「努力した人も、怠けていた人も同じ結果しか得られないのであれば、社会は荒廃する。だから「生まれるによる差別」は絶対に認められないが「努力の結果による評価」は社会にとって必要不可欠なことである」と述べるが、何の規制もなく市場原理に任せていたらかかる理想郷が生まれるわけではない。

実のところ、アフーマティヴ・アクションは、そもそも人種やジェンダーによる構造的で制度的な差別が存在して個人の努力相応の成果と報酬を得られないからこそ実施されたものである。BLM運動はそもそも「法の裁き」を求めていたのと同じく、アフーマティヴ・アクションとは、そもそも大原が「必要不可欠」であることを実現する一つの方策だったのだ。⁽¹²⁾

国際投資アナリストとしての大原の知見がどれほどのものか、経済(学)や経営(学)に疎い筆者には判断する材料がない。しかし、右の検討で明らかかなように、忌憚なく言って、かれがBLM運動、もしくはアメリカの人種関係や人種主義に関わる適切な調査を行っていなかったことは明らかである——記事の内容のほとんどが単なる想像と曖昧な事実認識で書かれているのだから。

他方、大原の記事の「優れた」ところは、その客観性を装う構成にある。まずは一般論として人種差別を嘆いたあとで、「リベラルな主張」の逆張りを行くその論理は、是々非々で論を進めて「両論併記」の構造をとり、いかにも穏当で確かな議論のようである。それは何ごとにも「客

観的な立場」があり得ると想定し、人目につく「偏った意見」を嫌う今日の風潮にびったりと添う。⁽¹³⁾しかし、結果として行っているのは、BLM運動の本質を大きく歪曲したうえでの、この運動の中傷である。さて、右の批判的検証は、大原の記事が突出して批判に値するほどいものであるからではなく、ひとつの(典型的な)例として取り上げたものであり、実のところ類似した論理の報道は当時の日本には溢れかえっていた。そのような議論には以下のような特徴がある。

- ① 抗議運動を暴力的なものとして描いて事実を反するイメージを展開
- ② 個人的なエピソードで既存の研究や歴史社会的文脈を否定
- ③ 一般論として差別はいけないと嘆きつつ、賛否両論を公平に扱っていると感じさせる論理構造をとって客観的な体裁を保ちながら
- ④ 結論として運動の大義や本質を誤って伝える

二〇二〇年春、このような議論を展開してBLM運動の本質を誤り伝えた媒体のなかには、日本放送協会(NHK)も含まれていた。

大原の記事がネットに現れるより前の二〇二〇年六月七日、世界の時事に明るいNHKのベテランの記者が小中学生にもわかりやすく難しい問題を解説するという構えの番組『これでわかった!世界のいま』が、このとき抗議活動の盛りにあったBLM運動を取り上げた。同番組は、アメリカでは「ワイフ・ビーター」が着用する典型的な衣服とされるぴったりと体に貼りつくタンクトップを着た黒人男性がラップもどきの「オラオラ」調の言葉で語る極めて差別的なアニメーションに黒人の立場を語らせ、この抗議の本質を、人種差別に対して黒人が積年の「不満を爆発」させたものとして規定し、スタジオに設置されたアメリカの地

図に「暴徒化」のマークを貼りながら、運動とは直接の関係のない掠奪行為を何度も繰り返して伝えた。そのような現場動画のなかには、暴力の主体を誤って伝える操作すら施されているものもあった。抗議デモの動画の冒頭、大きな爆発音が響く。何気なく見ていると、それはまるで抗議者が爆発物を投擲したように映る。しかし、実際のそれは警備に当たった部隊が、通常は人質事件などの凶悪犯罪の現場や戦地で使われる閃光手榴弾を、平和的な抗議デモを排除するために投げ込んだ場面のはずだ。また同番組では、最悪の個人的エピソードの紹介が行われた。BLM運動について解説を行った米国での取材経験のある記者の知り合いの白人の警察官は、どことなく黒人は怖いと言っていたと紹介したうえで、人種偏見の存在を自然であり当たり前のものだと仄めかしたのである。

なお、筆者は、当該番組の内容に強く憤慨し、同僚研究者とともに番組内容に抗議、当該番組の問題点に関するNHKの認識の公表を求めて、問題が発生した経緯の解明ならびに再発防止に関する考えを質した有志研究者のひとりである。同番組は駐日臨時米国大使のジョセフ・M・ヤングからも「侮辱的で無神経」と批判され、二〇二〇年六月一日日には、報道局国際部長が当該番組冒頭で謝罪を行うことになった。本来の番組の意図はおそらく人種差別を批判する「善意」にあっただろう。差別の被害者である黒人は怒っているのだ、と。しかし、そのような善意のなかでさえ、NHKが運動の本質を誤認して伝えたことの問題は大きい。なぜならば、BLM運動が暴力と共に記憶されてしまうことを、同番組は結局のところ助長してしまったからである。時系列から考えて、『現代ビジネス』の大原の記事は、おそらくはそのようなムード、もしくは「空気」を反映したものであろう。ひとつはネット記事、もうひとつは公共放送の番組、メディアの性格は異なりながらも、この両者の論理構

造は似通っていたのだ。

NHKの番組の事例に見られるように、差別は良くないと感じている者の「善意」のなかではつきりと意識されたことのない差別感覚が不覚にも滲み出てしまい、その差別的な前提を突かれて「炎上」する現象は、「差別問題は怖い」という感覚を与え、「ちよつとしたことですぐに騒ぎたてる行き過ぎの正義」は怖いという感情を生む。ここに現れるのが「差別はよくないが何でも差別と決めつけるのも良くない」という両論併記の判断留保である。しかし、結局のところ、かかる感情は自らが多数派に身を置いているというポジシヨナリテイに無自覚であることによつて支えられ、「行き過ぎの正義」のどこが行き過ぎなのか、その閾値が定義されることはない。こうして「殺される側の論理」を知ろうとする営為が「決めつけ」を恐れる感情で止まる。八分四六秒も頸部を膝で圧迫されて息を引き取る間際、ジョージ・フロイド氏は「ママ」と消えゆく声で叫んだが、その叫びが届くことはもはやない。こうして、「ちよつとしたことで差別差別と騒ぐ人がいるから差別がなくならない」と、それなりの理屈で武装して信念補強が行われるようになっていく。このような心の動きが、多様な意見の存在には寛容であっても、人目につく立場をとることを恐れる今日的な風潮と接続されると、ストリートで展開される社会運動は無意味なこととして「客観的」に冷笑的になるか、反体制的なサヨクの活動としてイデオロイギー的に否定されるか、いずれにせよ、その意義が積極的に捉えられることからどんどん遠ざかっていく。

アメリカのみならず植民地主義の過去を持つ欧州へも拡大した二〇二〇年春のBLM運動は、日本においても「人種問題」への関心を高め、その理解を促進させる好機であった。これから二年のときがたち、

残念ながらその好機を逃したと筆者は結論せざるを得ない。¹⁵⁾「反対」を唱える運動全般を否定的にみる日本社会の風潮のなかで、さまざまな議論を噴出させたがゆえに、B L M運動は「行き過ぎの正義」として捉えられるようになったのだ。

それゆえ、今一度、この運動をしっかりと整理し記録することが要請されるのだ。

二. アメリカにおける警察の概史

では、二〇二〇年の春、もしくはそれに先立つ数年のあいだに何が起きたのかを追う前に、アメリカ合衆国の刑事司法制度のより長い歴史を整理しておきたい。というのも、規模の大きな奴隷制をもった定住植民地として始まったアメリカの治安^ポ維持^リ・取締^リには、その歴史の始まりから人種、奴隷制をもつ植民地における私有財産との独特な関係があったからである。

植民地時代のアメリカで最初にポリシングの制度を発達させたのは、ボストン（一六三六年）、ニューヨーク（一六五八年）、フィラデルフィア（一七〇〇年）など、大英帝国の通商システムのなかで栄えた港市であり、英国の制度を参考に「警備団(watch)」と「治安官(constable)」が治安維持／犯罪摘発の役目を担っていた。警備団の主な仕事は、治安に対する危機が生じる恐れ（例えば外敵の侵入や襲撃等々）があればそれを知らせる「夜警」であり、その労務は基本的に無給でなされていた。無給であるがゆえに、この役目に就く者はつねに不足し、今日の「警察」に関する感覚からだと思像が難しいことに、犯罪に対する懲罰労働として課されることもあった。有給の役職である治安官がこの警備団の監督

の役目を負っていたのだが、税収を決める土地価格の査定や、当時の経済活動では極めて重要な意味を持っていた公定に分銅の管理など、治安維持以外に通商に関わる役目もかれらは担っていた。この「治安官」と「警備団」からなるシステムの下でもっぱら守られたものは、港湾の倉庫で出荷を待つ商品、すなわち（有力な）商人の私有財産であった。その後、アメリカが独立を果たし、内国経済が発達して都市化が進行すると、一八三八年のボストンを皮切りに、自治体政府へ説明責任を負い、有給の「公務員」がポリシングの役務を行う官僚的な警察制度が誕生していくことになった。

他方、南部では、これとは別の展開があった。奴隷社会の南部では、逃亡奴隷を追いかけて拘束し、奴隷社会の法が定める「正当な持ち主」へ動産たる奴隷を戻し、反抗的な奴隷に処罰を加えて叛乱を防止すること、万が一叛乱が勃発した場合にはその鎮圧に当たることが、治安を維持するにあたっての最重要課題であった。一七〇四年にカロライナ植民地で「奴隷パトロール」が自警団として組織化されると、それが奴隷制南部の基本的な警察機構となっていく。この奴隷パトロールによる処罰は中立的で普遍的な法の裁きではなく、パトロール隊員による個人的な制裁であるのがほとんどであった。つまり、この時代のイギリスでの刑事司法制度が「王の平和」を維持することにあつたとすれば、南部でのそれは「奴隷主の平和」を維持するためにあつたのである。

このように自警組織が「公共の秩序」の守護者となる奴隷パトロールの制度は、奴隷制が廃止された後には、解放奴隷の活動を監視し、新たに生まれた人種隔離制度を維持することを目的とするものへと変化していった。奴隷制下においては、プランテーション経済を支える貴重な労働力であった奴隷が投獄されることはほとんどなく、懲役刑を受けた者

のほとんどが白人農民たちだった。奴隷解放がこの状況を一気に変えた。黒人の身体は厳しい監視とコントロールの対象となり、逮捕拘束された黒人たちは、囚人貸し出し制度 (convict-lease system) という新たな制度のもと、使い捨て可能な安価な労働力として炭鉱での危険で過酷な肉体労働や道路などのインフラ整備事業で活用されることになった。一九世紀末に「新南部」の経済の離陸を助けたのは、この囚人労働だったのである。¹⁶⁾

このように当時のアメリカでは奴隷制の存在の有無、さらには黒人人口の多寡によって刑事司法制度にある程度の相違はあった。だが、一見したところ社会の発展に応じて「合理的」な発展を遂げているかのように見える北部の制度も、その政治経済と密接な関係にあった。労働者階級が台頭するなかで産業エリートにとっての「秩序」を維持することが警察の主たる責務だと考えられていたのである。労働者と経営者の利害を調停する司法的・行政的な枠組み——それはニューデール政策によって整えられることになる——が不在のなかで、労働争議の現場での対立はしばしば暴力が伴うものだった。そこに動員されたのが、組織化された警官隊だった。自己主張を強める労働者たちは「危険な階級」として認識され、警察は、労働争議の現場のみならず、労働者の集会監視などにも動員されて、その弾圧に当たった。一九世紀に急成長した産業都市のシカゴでは、「治安紊乱」の嫌で逮捕されたケースは全体の八割に達し、かかる罪過で取り締まられていたのは労働運動だった。¹⁷⁾労働者の集団が警官隊と衝突した途端、それは「暴動」と見なされたのだ。

つまり、警察が行っていたことは、南部においても北部においても、単なる犯罪コントロールではなく、社会コントロールとしての要素が濃厚なものあり、警察力はそれぞれの社会エリートが「混乱」と感知する

ものへの対応として配備・展開されたのだった。さて、では、ここで本稿のテーマに即してこう問うてみよう。——圧倒的に平和的だった二〇二〇年のBLM運動を「暴動」と規定するとき、それはいったい誰の利益に奉仕しているのだろうか。

当時の警察の性格を象徴的に物語るエピソードがある。一九世紀の中頃から進化した警察の組織化のなかで、警官には自治体が定めた制服の着用が求められ始めたのだが、これに抵抗する者は多かった。なぜならば、当時警察が行っていた活動ゆえに、警官と労働大衆は敵対的な関係になることが多く、制服の着用は警官を識別しやすくして警官個人の身体と生命を危険に晒すと危惧されたからであった。¹⁸⁾

このような警察は、その政治的な性格の強さゆえに、政治が腐敗すればそれを容易に反映することになった。行政権限を握るボス政治家が警察を私物化して政敵の弾圧に使うこともしばしばあり、やがてそれは革新主義者の改革の主眼にも据えられていく。こうして政治からの独立が腐敗への防波堤になり得るとみなされたがゆえに、市長や市議会議員からは独立することが奨められて、たとえ市長であろうとも、警察行政には簡単に容喙することができなくなっていった。このような改革の試みの結果、二〇世紀も後半になると、社会の変化や外部からの影響に対して大きな抵抗力を持つ警察機構が誕生することになったのだった。¹⁹⁾今日の警察が、大統領や市長の改革の試みに強力な抵抗力をもっているのは、このような歴史を背景にしている。

本稿冒頭のエピグラフに記したアメリカ合衆国憲法第四条は、イギリス官憲の「暴政」に抵抗して誕生した新興独立国家の精神をよく表す条項である。愛国者の逮捕や私有財産の蹂躪に苦しんだ植民地の住民は、^{パリオット}巨大な警察機構は新生共和国の敵になるとみなした。また広く知られて

いるように、この憲法によって誕生した連邦制度は、国家警察のような巨大な組織が生まれるのを強く警戒し、治安維持を州の管轄とした。その結果、現在でも具体的な治安維持活動を行う連邦の機関は不在のままだ。公的権力が最初から介入するのではなく、奴隷主であれ、貿易商であれ、産業資本家であれ、私的利益が渦巻くなかで発展し、連邦制のために強い地域的な独立性をもつ警察組織は、実に「アメリカ的」である。だが、そのような警察機構、刑事司法制度は、現在では決して小さなものではない。むしろそれは一九六〇年代後半を境に巨大化していったのだ。

三. 制度的人種主義とドラッグとの戦争

アメリカ型刑罰国家の諸相を理解するにあたって重要なひとつの観点だが、制度的人種主義である。黒人が警官暴力の被害者となったケースを語る場合に必ず出てくる議論は、被害者が黒人であったのは偶然であり、そこにとりわけてひどい人種差別は見られない、という意見である。公民権運動の激しい闘争の結果、少なくとも公共の空間からは露骨な人種差別は消えていった。フロイド氏殺害に関して、トランプ大統領は警察官の行為を行き過ぎだと批判したが、そこにレイシスト的な意図があったとは決して認めようとせず、ひとりの警察官が行った個人的な逸脱行為であるという立場を決して譲らなかつた。制度や組織は健全だが、なかには個人の「悪い奴」がいるとする論法をとつたのだ。だがしかし、人種差別的な社会をつくるために意識的なレイシズムは必要ない。そのことを理解する枠組みが制度的人種主義である。

一九五〇年代半ばから一段と勢いを増した公民権運動の結果、

一九六四年に制定された公民権法は公共の空間における人種隔離や人種による雇用差別を禁止した。これによって残つた大きな問題が投票権保障だつた。アメリカの連邦制度のなかで投票権の保障は州政府の権限であつたのだが、白人至上主義者が長く州政府の実権を握つていた南部諸州では、黒人は実質的に投票権が行使できない状況にあつたのだ。そこで公民権諸団体は、次の課題をこの投票権の保障に定め、ミシシッピ州やアラバマ州での激しい闘争を展開した。その結果、一九六五年八月六日、投票権法が正式に成立した。ここに南部ジム・クロウ制度は崩壊した。それは公民権運動が勝利した日だつた。

ところがこれからわずか五日後、ロサンゼルス市の黒人ゲト、ワッツで、飲酒運転をしていた黒人と警察官の口論を契機に、三四名の死者が出る大規模な住民蜂起が起きた。この翌年、デトロイトでは、無許可営業の酒場の摘発をきっかけに、さらに大きな規模の都市叛乱が起き、アメリカの「人種問題」は、南部のジム・クロウ制度があつた頃とは違つた⁽²⁰⁾の次元へと入つていったのである。

このようなアメリカ社会の様相はアクティヴィストたちの自省の契機となる。厄介なことに、ジム・クロウ制度崩壊後の問題には、差別的な呼び名で黒人を罵る白人至上主義者はいなかつたし、人種を名指した差別的な法律もなかつた。相継いだ都市叛乱のほとんどが白人警察官と黒人市民との衝突を契機としていたのだが、そもその問題は犯罪の嫌疑をかけられる黒人の側にあるようにも思えた。人種間対立の最前線には、ローザ・パークスのようなリスベクタブルな市民ではなく、酔っ払いの黒人男性がいたのだ。このような事態の展開のなかで、学生非暴力調整委員会の議長であり、「ブラック・パワー」のスローガンの唱道者のひとりであるストークリー・カーマイケルは、政治学者のチャールズ・ハ

ミルトンとともに、制度的人種主義という概念を編み上げ、こう定義した。

レイシズムとは何であろうか。この言葉は何世紀にもわたって夥しい数の黒人の日常的現実を表現しているにもかかわらず、はっきりと定義されたことはめつたにない。おそらくかかる現実があまりにもありふれているからだ。「レイシズム」で我々が意味していることは、ある特定の人種集団を従属的地位に置くことと、ならびにその集団に対する支配を維持することを目的として、人種を考慮にしながら意思や政策の決定を行うということを意味する。「中略」レイシズムには公然と表現されるものも、また隠微なものもある。

この二つはともに深く関連した様態をとる——個人の白人が個人の黒人に敵対的な行動をすること、または、白人コミュニティ総体が黒人コミュニティ総体に対してそうする、等々。われわれは、このうち前者の様態のものを個人的レイシズムと呼び、後者のものを制度的人種主義と呼ぶ。第一のタイプのものは、個人による赤裸々な行動であり、それは殺人や傷害、器物の暴力的な損壊を引き起こす。

このタイプはテレビカメラで録画することができるし、しばしばその行為がなされるのを観察することができる。二例目のレイシズムはこれほどはつきりしているものではなく、より捉えがたいものであり、具体的に誰がその行為を行ったのかと問われても、名指しして特定することが難しい。それでいてしかし、個人的レイシズムと同様に人びとの生活に対して破壊的な力をもつ。第二のタイプのレイシズムは、社会のなかに確固とした地位をもちリスベクトされた諸力から発しているが、そうだからこそ、第一のタイプのものほど

公衆からの批判に晒されることは少ない。

白人のテロリストが黒人の教会に爆弾を投げ込み、五人「ママ」の子供を殺害したとしたら、それは個人的なレイシズムであり、社会の大部分から非難されることになる。しかし、この事件が実際に起きたのと同じ都市——アラバマ州バーミングハム——で、適切な食べ物や住まい、医療保健施設を欠くがゆえに、五〇〇人の黒人の赤ん坊が死亡し、黒人コミュニティを苦しめる貧困や差別的な条件ゆえに、さらに多くの人びとが、肉体的に、感情的に、そして知的に破壊され不具にされたとすれば、それは制度的人種主義の作用を示すのである。ある黒人家族が白人の住む住宅地へ転居して投石され、放火され、追い出された場合、その家族は、赤裸々な個人的レイシズムの犠牲者であつて、かかる出来事は、少なくとも言葉の上では多くの人びとが嘆かわしいことと思うであろう。しかし、荒れ果てたスラムのテナメントに黒人を押し込み、悪徳家主、商店主、高利貸し、差別的な不動産代理店による搾取の餌食になるがままに放置しているのは、制度的人種主義なのである。この社会は、後者の事例を知らないと装うか、それに対して意味のある何かを行うことができないかのいずれかである。⁽²⁾

少し付言しておこう。一九三〇年代に始まる連邦政府の住宅行政は、住宅ローンを連邦政府が裏書きし、労働者階級が不動産を所有して富を蓄えることを助けた。戦後になると、この政策は、都市人口の郊外化を後押しし、ミドルクラス化した労働者が去った都市にはスラムが広がった。だが、その住宅政策のなかで、そもそも居住していた地域ゆえに、さらにはまた転居した先の混乱をもたらすと考えられたがゆえに、連邦

の融資政策の対象外とされた人びとがいた。貧困者が多い地域の信用評価は低く、地域の学校は荒廃して教育は劣悪になる、教育の機会に恵まれない者が安定した雇用に就くことは難しい²²⁾。このような劣悪な環境は逸脱行為を行う個人を生み出し、警察はこれを厳しく処罰する。かくして犯罪が多発する地域は当然のように厳しく取り締まられ、厳しく取り締まられるがゆえに処罰される者も増加して、さらにそれが犯罪率を引き上げる。こうした厳罰化の対象となったのが黒人だったのだが、それは特定の人種を選びだし名指しせずとも、社会の正常な働きを通じて起きていたのである。カーマイケルらは、このような資本主義に内在した構造を制度的人種主義と名指ししたのである。

カーマイケルがこの概念を剔出した直後より、度重なる都市叛乱を受けて、アメリカ社会は奇しくも厳罰化の道を猛進していった。この犯罪対策行政には極めて隠微なかたちで人種差別的な意図が潜み込んでいた。その代表的事例が、その後巨大な刑罰国家 (carceral state) をつくりあげる「ドラッグとの戦争」である。

アメリカにおける薬物規制は一九二〇年代に本格的に機能していく酒類規制の一環として始まった²³⁾。一九三〇年に禁酒法が廃止されると、薬物管理を担う部局のみが独立し、連邦麻薬管理局 (Federal Bureau of Narcotics) が設立され、その初代の局長には、酒類規制を担当した財務省官僚であり、薬理に関する専門的知識をもたないハリー・アンズリンガーが就いた。このアンズリンガーが、アメリカ社会に対する危機として指摘していたのがマリファナであるが、それはマリファナの使用が氾濫して公衆衛生上の大きな問題となり、薬物関連の犯罪が多発するようになったからではなかった。約一〇〇年に及ぶドラッグとの戦争の歴史を調査したヨハン・ハリが指摘しているところによると、その理由は、

アンズリンガーが「黒人やメキシコ人、中国人らがこれらの薬物を使い、自分たちの置かれた立場を忘れて、白人を脅迫していること」を問題視したからであり、「黒人は認識するべき人種上の壁を忘れ」て、「白人女性に対する欲望を爆発させている」からであった。こうして専門的で科学的な知見を無視してアンズリンガーは強引にマリファナ使用の摘発を始めた。それが可能だったのは、移民の増加、黒人人口の都市化のなか「アメリカ人が感じていた恐怖に対応」していたからである²⁴⁾。

かかる人種的な恐怖や不安はもちろん南部で強い。南部では、コカインを摂取した黒人は超人的な力を持つようになり、撃たれても平気になる、そのような怪物を制圧するには大きな銃が必要だと、警察官が携行する銃の口径は大きくなっていったのだ²⁵⁾。つまり、アメリカのドラッグ政策は、二〇世紀初頭の科学的人種主義／優生学と、人種混淆^{ミゼージュ}への恐怖の産物だったのだ。

このような薬物管理政策が、ポスト公民権の時代に制度的人種主義に結びつく。かかる結合の産婆役を務めたのが、ニクソン政権である。今日では、ニクソンが訴えた「法と秩序」とは、さまざまにコード化された言葉を使って人種的不安を煽ることで保守的白人層の支持を固め、黒人の主張を抑え込むことを目的としたものだったことが明白になっている。たとえば、ニクソン政権の首席補佐官、H・R・ハルデマンは、「すべての問題は実際のところ黒人問題なのだ」とニクソンが常日頃から力説しており、その問題に対する鍵とは、「そう、考えているようには見えないようにしながら」「傍点筆者」、この問題の核心から離れないシステムを考案することにあると考えていたという²⁶⁾。また、同じくニクソン政権の内政担当補佐官であったジョン・アーリックマンは、ニクソンのキャンペーン戦略を「南部のレイシスト」に訴えかけることを狙ったもので

あると述べ、「反黒人感情を持つ有権者にサブプリミナルなところでアピールすること」が「ニクソンの発言や演説にはつねに存在していた」ものであると語っている。さらにかねは、一九九四年の雑誌インタビューで、このような驚きの発言を行っていたのだった。

一九六八年大統領選でのニクソン陣営、その後誕生したニクソン政権には二つの敵がありました——反戦左翼と黒人です。「中略」反戦活動や黒人の運動を非合法化することはもちろんできませんが、ヒッピーをマリファナ、黒人をヘロインと結びつけて公衆が想起するようになれば、ヒッピーのコミュニティも黒人コミュニティも攪乱することができます。彼らのリーダーたちを逮捕できるし、自宅を急襲できますし、集会を解散できます。毎日々々、夜のニュース番組で誹りあげることができます。当時のわたしたちが薬物について嘘の情報を流していたと知っていますか？ええ、実はそうなんですよ。⁽²⁷⁾

こうして、刑事司法という国家の装置を通じて、黒い身体と犯罪はますます強く結びつけられていった。黒人は（南部の白人至上主義者が主張するように）肌の色ゆえに従属的地位に置かねばならないのではなく、欲望をコントロールできずに犯罪的傾向を強くもつからこそ、それ相応の処罰に値すると考えられ、そのように扱われたのである。⁽²⁸⁾ ここでもいま一度問うておこう。——どことなく黒人に不安を感じるとNHKの番組で紹介された警察官の心理は正当化され得るであろうか。

このようにニクソン政権下の連邦政府が動く一方、一九七三年のニューヨーク州の刑法改正では、麻薬（narcotics）の販売と使用に関

する処罰が見直されることとなった。その後に「ロックフェラー・ドラッグ法」と呼ばれるこの一連の法改正は、ヘロイン、モルフィネ、マリファナなどを二オンス以上販売するか、四オンス以上を所持していた場合、最小で一五年、最大で終身の懲役刑に処すとした。こうして、同法は、依存性のある薬物使用の問題を犯罪化し、問題の焦点を医療から刑罰へと転換させることになった。ここに薬物に関する政策は急激な懲罰論的転回をしたのである。⁽²⁹⁾

かかる転回が、当時にあつては共和党のリベラル派を代表していたネルソン・ロックフェラーによって推進されたことは注目値する。ロックフェラーはかねてより大統領選出馬の強い野心をもっている目されていた。ライバルはもちろん保守派のリチャード・ニクソンである。つまり、一九七〇年代になると、連邦レベルでの支持を競おうとするならば犯罪には厳罰で臨むことが当然視されるようになっていたのだ。

「ドラッグとの戦争」の開始を宣言したのがニクソンならば、その戦争に巨大な「戦闘員」を投入したのがロナルド・レーガンであった。

一九八六年の薬物濫用防止法（Anti-Drug Abuse Act）は、粉末状のロカイン五〇〇グラムを販売した場合の罰を五年の懲役と定めた。他方、カプセルに入っているクラック・コカインの場合、粉末の一〇〇分の一の五グラムで同じ罰を受けるとされた。つまり、クラック・コカインの場合、罰が一〇〇倍も重いのであるが、高価な粉末状のコカインの消費者が白人であるのに対し、安価なクラック・コカインの主な消費者は黒人もしくはラティネクスであった。このような差別的な法律が制定された結果、クラック禍への対応という目的のもと、多くの有色のマイノリティが刑務所に送り込まれることになった。ちなみに法の文言のなかに人種そのものには一切言及がない。

これ以後、コカインのイメージが変わる。同法制定前、コカインは白人のレジャーと関連づけられていた。それが、黒人による都市犯罪のイメージを纏うようになったのだ。²⁰⁾

その後、一九九一年に誕生したクリントン政権は、当初「法と秩序」を声高に唱える保守派の政治を逆転させると目されていたが、結果としてアメリカ刑罰国家形成の仕上げを行った。一九九四年に制定された暴力犯罪抑止刑事行政法 (Violent Crime Control and Law Enforcement Act) は、実にリベラルな想定のもとで、厳罰化を強力に推進していった。判事が裁量を加えるから人種差別が入り込む余地が生まれる、ならばいっそのこと裁量権を狭め、法の定める最大の罰を求めれば良いとし、わけても薬物犯罪については、検察が法の定める最大の刑を法廷で求刑することを義務としたのである。²¹⁾

B L M運動の史的意義

右の検討を踏まえて、B L M運動の来歴を改めて文脈化してみよう。

ジョージ・フロイド氏が殺害される八年前の二〇一二年二月二六日、フロリダ州サンフォードで、一七歳の黒人少年、トレイヴォン・マーティン君が自警団員のジョージ・ジーマン氏に殺害された。ジーマン氏は、パーカーを着用して住宅地を歩いていたマーティン君を「怪しい人物」として尾行し、乱闘の末に射殺した。マーティン君は武器を何一つ携行していなかった。それでも警察はジーマン氏の行為を正当防衛として判断、事件の当日に保釈することになった。この警察の動きを受けて市民の巨大な抗議運動が起こる。当時流行し始めたばかりのツイッターでは #WeAreAllTreyvon を合言葉に抗議活動への参加が呼びかけ

られ、インターネットでの署名活動は二二〇万筆を集めた。かくして同年四月一日、フロリダ州検察はジーマン氏を第二級殺人罪(故殺)で起訴に踏み切ったのだが、その後の裁判の過程では、マーティン君の服装が黒人ギャングに特徴的なものである等々、若い大柄な黒人男性の姿には恐怖を感じて当然だという論陣が保守派によって張られた。こうして裁判の行く末に大きな関心が集まるなか、翌年七月一三日に陪審員が下した評決は、ジーマンの行為を正当防衛と判断して無罪としたのだ。

この夜、アリシア・ガーザというクイアの黒人が評決に深く落胆しながらその思いをフェイスブックに綴り、最後を“Black Lives Matter”という言葉で締め括った。こうして人知れず静かに新たな運動のスローガンが生まれたのだ。

その後の二〇一四年八月九日、今度はミズーリ州ファーガソンで、一八歳の黒人少年、マイケル・ブラウン君が、白人のダレン・ウィルソン警官によって銃殺された。非武装の黒人に対して一四発の弾丸が発砲されたのだが、ウィルソン警官が後の裁判で述べたところによると、銃の連射が必要だったのは、逃亡しようとしたブラウン君に制止を求めたところ、ブラウン君は踵を返して突進し始め、「野獣のような力」で襲ってきたからだ。現場にいたのはブラウン君とウィルソン警官の二人だけであり、この証言の真偽は実のところわからない。だが、ここに描き出されているのは人間ではなく、M A R V E L 漫画のキャラクター、超人ハルクである。違うのは肌の色だ。ハルクの肌は緑色だが、ブラウン君は黒い。事件を審理した大陪審は、二〇一四年一月二四日、ウィルソン警官の行為を正当防衛とし、不起訴処分にする。

ところで、ほとんどが平和的な抗議運動だったマーティン君射殺事件

のときと異なり、ファーガソンの運動では、ストリートでデモ隊と警官隊が何度も衝突を繰り返す暴力的な展開が見られた。事件発生当初、ブラウン君が手を上げて投降しようとしているところをウィルソン警官が撃ったとする噂が流れ、かれの無残な死に抗議する者たちの数は日増しに増え、同地は混乱に陥った。だが、多くの人びとは、「暴徒」の行動よりもむしろ、ファーガソン警察の出で立ちと装備に驚愕することになった。デモ隊の制圧に動員された部隊は、戦地にこそ相応しい装甲車に乗り込んで現れ、迷彩服姿で戦闘用の自動小銃を抱え、大量の催涙弾とゴム弾をデモ隊に撃ち込んで抗議者やジャーナリストたちを追い立てたのである⁽³²⁾。

ところで、このような地方警察の重装備化は、アメリカ社会が犯罪厳罰化の歩みを進めるにしたがって全米に拡がったものであり、そこにはニクソンの「ドラッグとの戦争」と類似した意図があった。一九六五年のワッツ叛乱の際、群衆の制圧に失敗したロサンゼルス市警は、「都市ゲリラ戦」への対応を練り始めた。こうして生まれたのが特殊武装戦術部隊、S W A Tであり、一九六九年、ブラック・パンサー党ロサンゼルス支部の強制捜査で最初に実地展開することになった。つまり、人質事件やテロ活動に対してではなく、黒人の政治団体の弾圧に配備されたのだ。

一九八〇年代以後、共和・民主の歴代政権は、建国の父祖たちの理想とは遠く離れ、さらに警察の巨大化と重武装化を後押し、外敵に対する軍隊と治安維持を行う警察の境界を曖昧にしていた。一九八一年に制定された軍事治安維持協力法 (Military Cooperation with Law Enforcement Act) は、地方警察が国防総省管轄下の軍事基地で訓練を受け、軍事情報を共有し、軍の装備品を融通することを可能にした。ク

リントン政権期の一九九七年には国家防衛権限委任法 (National Defense Authorization Act) が制定され、同法によって実施されることになった「一〇三三プログラム」は、ヴァージニア州フォート・ベルボーに治安維持支援局 (Law Enforcement Support Program) を開設し、戦争での使用を想定している高度な軍需装備品(そのなかには戦地で実戦配備されている戦闘ヘリも含まれる)の地方警察への払い下げを円滑化した。発足後の三年間、同局を通じて地方警察に売却された軍需品の総額は三四〇万ドルにのぼり、全米で約一一〇〇の警察署がこのプログラムを活用した。こうして二一世紀が始まるころになると、わずか一三六三名の人口の街(ペンシルヴェニア州ミドルバーグ)ですら、S W A Tチームをもつに至ったのである。プログラムはその後も拡大の一途を辿り、オバマ政権期の二〇一一年、一〇三三プログラムを通じて「リサイクル」された軍需品の総額は五億ドルの巨額に達した⁽³³⁾。しかもそのうえ、S W A Tが活用される場面は、人質事件や銃乱射事件ではなく、その九四%が薬物違反に伴う強制捜査だった。ファーガソンで抗議者が対峙したのは、このような経緯を経て重武装化した「警察」だったのである。この「警察」にとって、目の前の抗議者は、守り仕える市民ではない。それは敵なのだ。

社会の厳罰を求める声は犯罪増加に呼応して大きくなると一般的に推論される。ところがしかし、アメリカにおける厳罰化の過程は犯罪の増加とはほとんど関係性がなかった⁽³⁴⁾。二〇世紀初頭からおよそ半世紀、アメリカは「共産主義の亡霊」に怯えた。一九八〇年代後半以後、東欧の民主化の推進と中国経済の自由化は、この共産主義の脅威を過去のものにした。これと入れ替わるかのように現れたのが「薬物で興奮した黒人」であった。それは公民権運動が旧来のレイシズムを公共の場から消し

去った後の時代に政治的意図でつくられた脅威だったのだ。

ファーガソンの群衆蜂起は、その後、ニューヨークで起きていた黒人男性エリック・ガーナー氏絞殺事件の抗議活動と合流していき、二〇一四年秋頃には、「ブラック・ライヴズ・マター」が運動の共通したスローガンになっていった。抗議運動がかくも粘り強く続いたのは、マーティン・ルーサー・キング・ジュニアの地地道道な組織化努力があったからである。

その結果、警官暴力と制度的人種主義の関係が注目され始め、刑罰国家アメリカの世論の潮目が変わっていった。そこで、たとえば、オバマ政権は、警察の重武装化への批判の高まりを受けて、一〇三三プロگرامの一時停止と、軍需品の払い下げに当たっての審査の強化に乗り出し、差別的取締りの改善を目指して、連邦裁判所を仲介に地方警察と同意協定を結んで事態の改善を講じていくこととなった。

こうして二〇一六年の大統領選挙は、ブラック・ライヴズ・マター運動の興隆を受けてアメリカ世論が変化を遂げていく只中で行われることになった。現在ではクリントン犯罪法とも呼ばれる暴力犯罪抑止刑事行政法の制定に向けて精力的に動いた人物の一人が、法案制定当時のファースト・レディ、ヒラリー・クリントンであり、都市の黒人青年を「スーパープレデター」と野獣化し、犯罪者への厳罰を強く訴えた経緯がかのじよにはあった。このときから二三年後、大統領選挙に立候補したヒラリー・クリントンは、当時の活動を黒人青年たちから激しく追及され、発言を撤回して謝罪せざるを得なくなった。³⁵ リベラルなロックフェラーが保守派のニクソンと犯罪に対してのタフさを競い、民主党大統領のクリントンが「法と秩序」のイメージを共和党から奪取しようとした時代からの変化の兆しがここにはっきりと現れたのだ。

二〇二〇年春の大蜂起はこのように時代が動くなかで起きた。しばしば、BLM運動は、警官暴力の残忍な動画で義憤に絆された者たちが一次的にストリートに繰り出しているだけの運動であると誤解されている。だが、その実態は、オンライン／オフラインの会合を常日頃から繰り返し、草の根の地道な活動を継続して行ってきた新種の「運動体」であった。³⁶ それだからこそ、二〇二〇年の群衆蜂起は巨大な規模になったのだ。——何らかの抗議活動に参加した者の数は、のべ総人数にすると、実に二六〇〇万人という壮大な規模に達したのである。³⁷

では、最後に、刑罰国家を象徴する刑務所がどうなったのかを簡単に確認しておこう。アメリカ社会が犯罪厳罰化の一途を辿るなか、オバマ政権が誕生した二〇〇九年、連邦もしくは州の刑務所に収監されている受刑者の数は、一六一万五四八七人に達した。それはアメリカ史上最多であると同時に、世界最多の数であった。だが、この翌年より受刑者人口は微減傾向を示し始め、二〇二一年になると、一二〇万四三二二人まで減少した。その原因をBLM運動だけに帰することはできないであろうし、減少したとはいえ、未だに世界最多の数である。だが、本稿の検討を通じて最低限、これだけは言えるであろう。二〇二〇年のBLM運動をもつぱら暴力性で見るのは、アメリカにおける刑罰と人種の歴史について、無知・無関心だからである。運動は一過性のものではなく、運動が生まれた二〇一三年には思い描くことも難しかった変化を導き出していたのだ。

「抗議行動が起きました、一部が暴徒化しました」。——これは何度も繰り返される無反省な報道のクリシエである。しかし、よくよく考えてみれば、大きな抗議運動で何らかの暴力が生じるのはむしろ当たり前であり、それだからこそ、問わねばならないのは、その暴力の性格と意味

である。一七七〇年三月五日に、現代のリポーターがボストンにいたら
 こう伝えるであろうか。——「本日、ボストンのキング・ストリートで
 新しい税法に抗議する大規模なデモがあり、一部が暴徒化した模様で
 す」。こう伝えたならば、パトリオットたちの隊伍を固めさせてアメリ
 カ独立革命の一大転機となり、ボストン虐殺事件としてその後に歴史に
 名を留める事件の本質は「暴動」になってしまうであろう。

最近のアメリカ史研究は、一九六五年のワッツ、六七年のデトロイト
 の騒擾を、「暴動 (riot)」とは呼ばない。「叛乱 (rebellion)」と呼ぶ⁽⁸⁾。
 二〇二〇年春のBLM運動の大蜂起はトランプ再選を助けはしなかつ
 た。それは、ヒラリー・クリントンを批判することでリベラル派を分断
 させた二〇一六年の反省に立ち、むしろリベラルな勢力の隊伍を固めさ
 せてバイデンの当選を促すことになったのだ。

注

- (1) アメリカ合衆国憲法の日本語訳は在日米国大使館附属のアメリカン・センター
 の訳を参考にした。 <https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>
- (2) 大原浩「米国デモ・暴動が結局「トランプ再選」をサポートするところ現実」「現
 代ビジネス」(講談社「二〇二〇年六月二〇日」) <https://gendai.media/articles/-/73410?mp=0>
- (3) たぐえば以下を参照。Nicky Woolf, "Did Police's Militarised Response to a
 Small Town Pumpkin Patch Riot Just Make It Worse?," *Guardian*, October
 22, 2014.
- (4) 以下を参照。David J. Garrow, *Bearing the Cross: Martin Luther King, Jr.,
 and the Southern Christian Leadership Conference* (New York: Vintage,
 1986); Taylor Branch, *Pillar of Fire: America in King Years 1963-1965* (New

- York: Simon and Schuster, 1998); Michael J. Klarman, "How Brown Changed
 Race Relations: The Backlash Thesis," *Journal of American History* 81 (June,
 1994): 81-118.
- (5) Ward Churchill and Jim Vander Wall, *Agents of Repression: The FBI's Secret
 Wars Against the Black Panther Party and the American Indian Movement*
 (Cambridge, Ma: South End Press, 1988); Joshua Bloom and Waldo E. Martin,
 Jr., *Black Against Empire: The History and Politics of the Black Panther
 Party* (Berkeley: University of California Press, 2013); Robyn C. Spencer, *The
 Revolution Has Come: Black Power, Gender and the Black Panther Party in
 Oakland* (Durham: Duke University Press, 2016).
- (6) なお、ANTIFAという名称は、反ファシズムを標榜する組織を集合して述
 べるものであり、特定の集団や団体を指すものではない。二〇一〇年代には、
 反権威主義的な抗議運動が起きる度に、ANTIFAの存在が指摘されたが、
 その証拠が示された事例を筆者は寡聞にして知らない。それは、「ポスト真実」
 の時代に右派がくりあげた「トギヤメン」である。
- (7) Armed Conflict Location and Event Date Project, Princeton University, *A
 Year of Racial Justice Protests: Key Trends in Demonstrations Supporting
 the BLM Movement* (May, 2021).
- (8) Grace Hauck, "Cars Have Hit Demonstrators 104 Times Since George Floyd
 Protest Began," *USA Today*, July 9, 2020.
- (9) Ana Caballos, "DeSantis Signs 'Anti-Mob' Legislation into Law in Response to
 George Floyd Protests," *Miami Herald*, April 19, 2021.
- (10) Jason Wilson and Robert Evans, "Revealed: Pro-Trump Activists Plotted
 Violence Ahead of Portland Rallies," *Guardian*, September 23, 2020; Craig
 Timberg, "As Trump Warns of Leftist Violence, a Dangerous Threat
 Emerges from the Right-Wing Boogaloo Movement," *Washington Post*, June
 17, 2020.
- (11) 大原浩「日本人にはわからなげ「米国暴動・現代の魔女狩り」の予感」「現代
 ビジネス」(講談社「二〇二〇年六月二〇日」) <https://gendai.media/articles/->

- /73656?imp=0.
- (12) 以下を参照。南川文里「マイノリティ優遇論」の時代『世界』（二〇一八年五月）、一六九―一七五頁。
- (13) 今日の風潮については以下の著書を参考にした。金間大介「先生、どうか皆の前ではめないで下さい——いい子症候群の若者たち」（東洋経済新報社、二〇二二年）；村上靖彦「客観性の落し穴」（筑摩書房、二〇二三年）。
- (14) 筆者を含む研究者有志の抗議や番組の詳細については、以下の動画を参照。京都大学人文科学研究所、慶應義塾アメリカ学会主催、『緊急リレートーク：ブラック・ライブス・マター運動の背景と課題』二〇二〇年六月二二日、Zoom ウェブナー <https://www.youtube.com/watch?v=OBZ07SUCBU> なお、本稿は研究者有志を代表して書いていくわけではなく、本稿の内容に関するすべての文責は筆者の藤永のみにある。
- (15) 日本の、とりわけて都市圏は、もはや人種的同一性の高さを特徴としてはいないし、ヘイト・スピーチの問題をはじめ、人種問題や人種間対立は悪化の一途を辿っている。それでも、抗議活動の盛りであつた、日本の反応は極めて冷淡だった。それはニューヨーク・タイムスの日本特派員も驚くほどであった。以下を参照。Moroko Rich and Hikari Hida, "In Japan, the Message of Anti-Racism Protests Fails to Hit Home," *New York Times*, July 1, 2020
- (16) Edward L. Ayers, *Vengeance and Justice: Crime and Punishment in the 19th Century American South* (New York: Oxford University Press, 1984); Alex Lichtenstein, *Twice the Work of Free Labor: The Political Economy of Convict Labor* (New York: Verso, 1996).
- (17) Sidney Haring, *Policing in a Class Society: The Experience of American Cities, 1865-1915* (New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press, 1983).
- (18) Gary Potter, *The History of Policing in the United States, Police Studies Online*, Eastern Kentucky University, 2013. <https://ekonline.ekuc.edu/blog/police-studies/the-history-of-policing-in-the-united-states-part-1/>
- (19) Samuel Walker, *The Police in America: An Introduction* (New York, New York: McGraw-Hill, 1996).
- (20) Sidney Fine, *Violence in the Model City: The Cuyahoga Administration, Race Relations, and the Detroit Riot of 1967* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1989); Gerald Horne, *Five This Time: The Watts Uprising and the 1960s* (Charlottesville: University Press of Virginia, 1995).
- (21) Stokely Carmichael and Charles V. Hamilton, *Black Power: The Politics of Liberation* (New York: Vintage, 1967), 3-4.
- (22) Arnold R. Hirsch, *Making of the Second Ghetto: Race & Housing in Chicago 1940-1960* (New York: Cambridge University Press, 1983); Thomas J. Sugrue, *The Origins of the Urban Crisis: Race and Inequality in Postwar Detroit* (Princeton: Princeton University Press, 1996).
- (23) 禁酒法と現代的刑事司法制度、その間は刑罰国家との関係については以下を参照。Lisa McGirr, *The War on Alcohol: Prohibition and the Rise of the American State* (New York: Norton, 2016).
- (24) モン・ヘンリ「麻薬と人間——二〇〇年の物語」（作品社、二〇二二年）。
- (25) Timothy A. Hickman, *Secret Leprosy of Modern Days: Narcotic Addiction and Cultural Crisis in the United States, 1870-1920* (Amherst MA: University of Massachusetts Press, 2007), 77-78.
- (26) Dan Baum, *Smoke and Mirrors: The War on Drugs and the Politics of Failure* (Boston: Little, Brown, 1996), 13.
- (27) John Ehrlichman quoted in Dan Baum, "Legalize It All: How to Win the War on Drugs," *Harper's Magazine*, April 2016. <https://harpers.org/archive/2016/04/legalize-it-all/>
- (28) John Ehrlichman, *Witness to Power: The Nixon Years* (New York: Simon & Schuster, 1970), 233.
- (29) Michael Javen Fortner, *Black Silent Majority: The Rockefeller Drug Laws and the Politics of Punishment* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2015); Jullily Kohler-Hausmann *Getting Tough: Welfare and Imprisonment in 1970s America* (Princeton: Princeton University Press, 2017).

- (30) Michelle Alexander. *The New Jim Crow: Mass Incarceration in the Age of Colorblindness* (New York: New Press, 2012). 50-52, 112.
- (31) Naomi Murakawa. *The First Civil Right: How Liberals Built Prison America* (New York: Oxford University Press, 2014).
- (32) 拙稿「フーガソンの騒乱——監獄社会と21世紀の人種主義」『アメリカ史研究』第38号(二〇一五年八月)九三—一〇二頁。拙稿「刑罰国家とブラック・ライヴズ・マター運動」『世界』(岩波書店, 二〇一八年五月)一六二—一六八頁。拙稿「アメリカ合衆国の人種主義的大量収監と二世紀の刑罰国家」『歴史学研究』(二〇一九年九月)一〇六—一四頁。「ブラック・ライヴズ・マター蜂起の可能性——「刑罰国家」アメリカとレイシズム」『世界』(岩波書店, 二〇二〇年八月)四二—五一頁。Keanga-Yamahita Taylor. *From #blacklivesmatter to Black Liberation* (Chicago: Haymarket Books, 2016).
- (33) Radley Balko. *Rise of the Warrior Cop: The Militarization of America's Police Forces* (New York: Public Affairs, 2013). Kindle Edition.
- (34) アメリカにおける凶悪犯罪は一九七〇年代半ばをピークに一貫して減少傾向にあった。実際の犯罪の傾向と刑務所人口の増加が一致しない点については、以下を参照。Bruce Western. *Punishment and Inequality in America* (New York: Russell Sage Foundation, 2006).
- (35) たんねび以下を参照。Anne Gearan and Abby Phillip. "Clinton Regrets 1996 Remark On 'Super-Predators' after Encounter With Activist." *Washington Post*, February 25, 2016.
- (36) バーバラ・ランズビー(拙訳)『ブラック・ライヴズ・マター運動誕生の歴史』(彩流社, 二〇二二年)。
- (37) Audra D. S. Burch, Weiyi Cai, Gabriel Gianordoli, Morrigan McCarthy, and Jugal K. Patel. "How Black Lives Matter Reached Every Corner of America." *New York Times*, June 13, 2020.
- (38) U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics. *Prisoner in 2013* (Washington, D.C.: Office of Justice Programs, September 2014). Item. *Prisoner in 2021* (Washington, D.C.: Office of Justice Programs, December 2022). 国際比較については、Institute for Crime and Justice Policy Research, University of London. *World Prison Brief* を参照。https://www.prisonstudies.org
- (39) たんねび以下を参照。Scott Kurashige. *The Fifty-Year Rebellion: How the U.S. Political Crisis Began in Detroit* (Berkeley: University of California Press, 2017).

本研究はJSPS科研費JP21K12442の助成を受けたものである。

藤永康政(日本女子大学教授)